

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年9月7日(月)午後1時31分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

| | |
|-----|-------|
| 1番 | 村田正己 |
| 2番 | 山口吉広 |
| 3番 | 久乗清和 |
| 4番 | 上田幸子 |
| 5番 | 上田隆健 |
| 6番 | 中村日出美 |
| 7番 | 田中壽嗣 |
| 8番 | 内田裕夫 |
| 9番 | 石塚義博 |
| 10番 | 辻村忠雄 |
| 11番 | 南和弘 |
| 12番 | 芳川清志 |
| 13番 | 林勉 |
| 14番 | 森一博 |
| 15番 | 井上文彦 |
| 16番 | 神原均 |
| 17番 | 内田孝司 |
| 18番 | 川嶋久治 |
| 19番 | 吉田武 |
| 20番 | 林吉一 |

4. 会議録署名委員 5番 上 田 隆 健
 6番 中 村 日 出 美

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|------------|-----------|
| 農業委員会事務局局長 | 山 澤 貴 志 子 |
| 農業委員会事務局 | 田 口 雄 基 |
| 農業委員会事務局 | 高 橋 華 寿 紀 |

6. 議 事

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について（3条許可） |
| 議案第2号 | 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について（納税猶予（出口）） |
| 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定） |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権移転） |
| 報告第1号 | 農地の一時使用（変更）について （農地の一時使用変更届） |

7. 会議の経過

(事務局長)

皆さまこんにちは。それでは、定刻を少し過ぎましたので、これから令和2年第9回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、さる8月25日に実施いたしました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略をさせていただきます。

2番 山口委員

8番 内田裕夫職務代理者

12番 芳川委員

15番 井上委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可) 3件

議案第2号 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について(納税猶予(出口))

1件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定)

44件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権移転) 7件

報告第1号 農地の一時使用(変更)について(農地の一時使用変更届)

1件

(会長)

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。5番の上田隆健委員、6番の中村委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、お手元の資料を見ていただきたいと思いますけども、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

それでは、議案第1号の案件につきまして、先日、実施をしていただきました現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いをいたします。

(●●委員)

失礼します。議案第1号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号16から受付番号18の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

次にですね、議案第1号の案件につきまして、担当地区の推進委員さんの意見を求めたいと思います。まず●●委員、よろしくお願いをいたします。座ったままで結構です。

(●●委員)

特に問題ないと思っております。

(会長)

続きまして●●●委員、お願いをいたします。

(●●●委員)

私のほうですけども、工場等々建つんですけども、北側に農地がまだ残っておりますので、許可の確認をお願いしたいと思います。近所の方には確認をとっておりますけども、私のほうからですので、農業委員会からももう一度確認をとっていただきたいと思いますというふうに思います。日陰になる面積が少しあると思われま

- (会長) それでは議案第1号受付番号16と受付番号17、2件ありますが、譲受人が同じですのでまとめて審議をしたいと思います。事務局、説明をお願いします。
- (事務局長) すみません、今、●●●委員からご意見をいただきました分は、来月の定例総会にかけさせてもらう案件についてのご意見でしたので、3条については特に問題なかったということです。
- (会長) 地区担当の委員さんが決まっていますので。
- (●●●委員) 3条の協議のこと言わなあかんねんで。
- (●●●委員) すみません、これ、●●の問題で●●から見てたってわからないというふうに思います。私のほうから意見は出せないと思いますので、よろしくをお願いします。
- (会長) はい、わかりました。先ほど一緒に報告がありましたので、それをもって進めたいと思います。よろしいですか。それでは、16と17ですね、事務局から説明をお願いします。
- (事務局) そうしましたら、農地法第3条ということでございますので、本件につきましては、農地の名義を変えるような場合につきましては、農業委員会の許可が必要となっております、そちらのほうの審議をいただくというようなことでございます。本件につきましては、譲受人がですね、受付番号16と受付番号17と同一となっておりますのでまとめて審議をいただくというところでございます。第3条の許可の代表といたしましては売買はもちろんのことですね、今回のような生前贈与、贈与の場合でもこの農地法第3条の許可が必要となっておりますのでございます。3条の許

(事務局)

可の判断といたしますのが、こちらの議案書4ページにお付けしております農地法第3条調書をご覧ください。こちら農地法第3条調書のところですね、左側のほうに第2項第1号全部効率利用っていうふうに書いてあるところから第2項第7号の地域調和というところがございまして、そちらの要件を満たしておれば許可ができるというようなかたちでございまして、主な、といたしますか重要な項目といたしまして、2点、再度ご説明をさせていただきますけど、まずひとつ目の大きな要件といたしまして、いちばん上の第2項第1号の全部効率利用要件でございまして、こちらにつきましては、この譲受人の方がですね、譲受けた後にその農地を適正に管理できるかどうか、その辺の要件でございまして、判断の仕方といたしますか、こちらのほうが判断の理由に書かせていただいております、譲受人の経営農地が全て適正に管理されておりと、今、管理されている農地は全てきれいに適正に管理をされておって、機械であったり農作業の従事日数であったり、その辺が問題なかどうか、そのようなかたちで判断いただくというのが1号の全部効率利用要件でございまして、もうひとつの大きな要件といたしまして、飛びますけれども5号の下限面積要件でございまして、久御山町においては全域、下限面積が30アール、3000平米とさせていただきます。この譲受人の方が譲受けた後にですね、3000平米を超えておるか、経営農地が3000平米を超えておるか、というところが要件となっております。議案書1ページのほうに戻っていただけたらと思うんですけども、譲受人の方につきましては、経営農地が●●●●●となっておりますので、この要件は満たしておるというような、このような判断をするというものでございまして、簡単ではありますが、3条の説明とさせていただきます、議案の説明のほうに入らせていただきます。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号16につきましては議案書1ページと2ページをご覧ください。1ページが譲渡人が誰であるか、譲受人が誰であるか、どういう土地であるかというのが書いてありまして、2ページが譲渡人の、所有者の詳細となっております。こちらのほうは、3名でお持ちの共有の土地というような案件でございます。審議につきましては、傍聴等も可能ということもございまして、個人情報保護の観点からですね、過去でしたらこの議案を全て読み上げて審議をいたしておりましたけれども、記載の内容のとおりですというようなかたちで、進めさせていただきますのでご了承いただきますようお願いいたします。再度申し上げますが、議案第1号受付番号16については議案書1ページと2ページでございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページ、こちらのほうは、こういうようなカラー刷りの冊子となっております。上が地図、下がその農地の写真となっております。今回の受付番号16につきましては、下の写真で申し上げますと、左上の●●●●●●●●、それが該当いたします。

次に、受付番号17につきましては議案書3ページをご覧ください。こちらにも内容につきましては記載のとおりとなっております。こちらにつきましても生前贈与でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、同じく1ページでございます。いちばん最初のページの右上の写真となっておりますところでございます。

また、議案書4ページにお付けしております、先ほど申し上げました農地法第3条調書もご覧になって審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第1号受付番号16と17について、説明がございました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号16と受付番号17に許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第1号受付番号16と受付番号17については許可することに決定をいたします。

続きまして、受付番号18について、事務局説明をお願いします。

(事務局)

受付番号18につきましては議案書5ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本件につきましても生前贈与の案件でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、こちらと同じく1ページですね、のほうをご覧ください。写真で申し上げますと左下の写真となっております。

また、こちらにつきましても議案書6ページにお付けしております農地法第3条調書のほうもご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第1号受付番号18について、事務局から説明がありました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないよう
うでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号18
に許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願い
いたします。

全員挙手。よって、議案第1号受付番号18につい
て許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号相
続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認
について、納税猶予（出口）を議題といたします。

納税猶予（出口）につきましては、今期初めての案
件であります。事務局、説明のほうをよろしくお願
いいたします。

(事務局)

そうしましたらですね、皆さま、本日お配りした資
料の中でA3の右肩に資料Aと書かれたジャバラ折
りをしております資料をご覧ください。1番の農地等
の相続税納税猶予制度のあらましと左肩に書かれて
おる資料Aといった資料でございます。細かい字でや
やこしいことが色々書いてありますけれども、かいつ
まんで説明させていただきます。本日、資料が大変多
ございまして、ございませうか、大丈夫でしょうか。そ
うしましたら、このA3の紙のですね、左のほうから
見ていただいたら結構かと思うんですけれども、下線
部のところをちょっと読ませていただきますが、農地
等をですね、相続した上でその農業を継続するよとい
うような場合については、一定の手続きをしますと相
続税の納税を猶予されまして、一定の要件を達した時
にその相続税が免除されると、そういうふうな制度が
ございます。どういった場合に免除されるんだという
ことが右のほうに書かれておりまして、ちょっと説明
の順番が前後しますけれども真ん中の相続税納税猶
予額の免除というところをご覧ください。こちらです

(事務局)

ね、「納税猶予額は、次の1から3のいずれかに該当することとなったときに免除されます」となっています。相続を受けた方が亡くなった場合が1番ですね。2番の場合は、その受けた方がさらにお孫さんなりに生前一括贈与したような場合。3番の場合が、市街化区域内の農地で農業を20年継続した場合というのが、これが今の制度となっています。ですので、逆に言いますと調整区域の場合につきましては、亡くなるまで終身営農というのが条件となっていて、その代わりに、農地を誰かに貸して代わりに耕作してもらっても良いというのが今の制度でございます。手書きで書いていますけれども、米印のところですが、平成21年12月15日より前にはですね、納税猶予を受けたような場合につきましては、過去には市街化区域外の農地、調整区域の農地についても20年間営農すれば免除になるというような制度がありました。今の制度はこういうふうに変わってしまいましたが、過去にもうすでに受けておられる方については、調整区域であろうが市街化区域であろうが営農を20年やれば免除されるというふうなことになるところでございます。今回につきましては、議案書を見ていただいたらわかるかと思うんですけども、議案書7ページのほうをご覧ください。7ページの議案書の右のほうに相続人、相続開始年月日のところが平成12年1月9日となっております。この20年営農というのが相続税の申告書の提出期限から20年となりますので、今年ですね、20年の満期を迎えるというような案件でございます。こちらについては調整区域ですけども過去の平成21年前ですので、こういうような免除の対象となっておりますのでございます。税務署のほうからですね、この20年の満期前にですね、農地が適正に管理されているかどうか農業委員会のほうに照会がきます。これに対して、農業委員会が確認いたしまして、税務署のほうに適正に管理されて

(事務局)

いるかどうかの報告をしなければならないんですけども、この案件につきましては20年間ですね、適正に管理されておったかどうかの審議をいただくということでございます。ですので名前がですね、納税猶予の出口、20年経った最後の出口ということでこういうふうな名称にさせていただいております。簡単な説明ではございますが、事務局からは以上でございます。

(会長)

それでは、議案第2号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いをいたします。

(●●委員)

第2号議案の案件について、調査報告をさせていただきます。

該当地は、適正に管理されておりましたので、特に問題ないと判断します。

(会長)

それでは次に、議案第2号の案件につきまして、担当地区の推進委員の意見をちょうだいをしたいと思えます。まず、●●●●委員、お願いをいたします。

(●●●●委員)

今、現地調査の方から異常はないということで言われましたので、そうであれば問題はないかなと、このように思います。

(会長)

続きまして●●委員、お願いをいたします。

(●●委員)

耕作されているので問題はないと思われれます。

(会長)

それでは、議案第2号受付番号1について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号1につきましては議案書7ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっておりますのでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

それでは会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号1について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。よろしゅうございますか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたします。

続きまして、議案第3号ですね、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

それでは議案第3号について、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

議案第3号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号54から受付番号97の該当地については、特に問題ないと思われま。

(会長)

今回これ、かなり多い案件でございます。次に、議案第3号の案件について、担当地区の推進委員さんの意見を求めたいと思います。●●委員になるかと思えます、よろしいですか。

(●●委員)

問題ありません。

(会長)

はい、よろしいですか。それでは●●委員、よろしくお願いいたします。

(●●委員)

今回、2回目なんですけど、初めて推進委員をさせていただいた2回目の会議です。今回18条の利用権設定がこんなに多いんかないうことで、これは何か京都府から来たんですかね、こんなんかななかね、兼業農家の高齢化なりですね、がある中で、ほんとに結構なこと、遊休荒廃農地も防げるんだろうし結構なことだと思っております。その上で意見を求められていますけれども、意見がないといいますか、どういう意見を言ったら良いのかわからないです。その前にですね、ちょっと質問なんですけども、先ほど3条申請の案件がありました。3条ももちろん農地法に基づく要件を満たしているということを前提に最終採決をされたと、その前提としてはこの調書を付けていただいて該当しているということで採決しているけども、この18条の関係につきましては、これも18条の3項、2号イロ二つの条件、二つとも満たさないかんということで規定をされていますけれども、この辺は、要はこの資料だけ見て審議してくださいという話なんですけども意見の言いようもないし、まずこの要件が議案として上がってるんで要件はクリアされていると思うんですけども、どういうような視点でこの、いわゆるその全て効率利用と農作業常時従事、このアとイの要件をですね、どんな基準で満たしているということでこの議案になったのかの説明が、さっきの3条申請の議案というか全然スルーなんです。この辺からの話で、ちょっとわからんけど、どんな基準でこれオッケーやっていうことで認められたのか。と言いますのが、ちょっと今回ここ初めてでして、例えば後に出てくる人で、多くの面積を、今回35000平米以上、

(●●●委員)

借りられると。その辺の従事人数をひとりあたりを比べてみたんですけども、かなり少ないなど。それとあと、農機具の保有状況も少ないなど。ただ、僕はちょっとこの少ない人数だけで足りるかどうかはちょっとわからないです、実際のところ。しかし、それはある程度最低限、基準をもってですね、判断されていると思うんですけども、この今の3項の2号のイ、ロのそれぞれのどの基準で判断されたのかというのをちょっとお教えいただきたいなと思います。

(会長)

事務局。

(事務局)

そうしましたら、農業経営基盤強化促進法に基づくこの利用権設定につきまして、こちらの判断につきましては皆さんのお手元にお配りしております、こちらの黄色の用紙、こちらを見ていただいて審議をいただくというふうなかたちになっています。3条の場合は調書というふうなかたちを作らせていただいておりますけれども、利用権設定については調書のほうは作ってはおりませんが、考え方自体は3条とよく似たかたちでございます。この黄色の用紙を見ていただいたらと思うんですけども、第18条の第3項のところ、下線を引かせていただいておりますが、「農用地利用集積計画が次に掲げる要件に該当するものでなければならない」というふうなかたちになってまして、第1号、第2号、第4号までですね、要件が定められているというふうなものでございます。先ほど、●●●委員さんがおっしゃられたのはですね、おそらく第3項の第2号のですね、裏面になりますね。カタカナでイ「全て効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う」とかロの「農作業に常時従事する」とかいうところの判断の条項かと思っております。こちらにつきましては、特段、何平米につき何台の機械がなければならないとか、そういうふうな明確な基準は定めてはおりませ

(事務局)

ん。実際のところですね、今やられている耕作がですね、適正にされているかどうか、この辺から見てですね、できているのであればこの台数で問題なからうというような判断をさせていただいておるところが実際のところでございます。他にも、1、2、3、4と色々要件がありますけれども、基本的には第3条の要件と全く一緒でございます。唯一、違ってきますのが下限面積、3条の申請につきましては3000平米というのが下限面積でございましたけれども、利用権設定につきましては、特段そういった下限面積の規制はございません。

推進委員さんにご意見をお伺いしておりますのは、農業委員さんには議決権がございますが、推進委員さんには議決権がないというようなことでございます。ご意見をお伺いしている主旨といたしましては、仮に議決権があった場合にですね、反対すべき案件があるかどうか、そういったところのご意見をご発言いただきたく思いまして、この44件ございますけれども、このうちのここの案件につきましてはちょっと疑問が残るから詳しく説明がほしい、であったりとかですね、ここについては反対であるとか、そういった手を挙げる代わりにそういったご意見を求めるものでございます。回答になっているかどうか分かりませんが、以上でございます。

(会長)

●●委員、よろしいですか。

(●●委員)

今のお話聞かせもらってましたら現況がですね、今の現在の現況が肥培管理ができていて適正に管理されているということで判断していると。これ私らは推進委員ですからいいんですけども、農業委員さんは実際これで議決していくわけなんですけれども、今のお話でしたらこのイ、ロの要件は全然関係なしに、もうただ申請どおりで議案として上がって、採決していただき

(●●委員)

いと。その現況がどうかというのは法律上どこにもものっていないと思うんですけれども。そんなんで僕、いいのかなと思うんです。この利用権設定が先ほど言いましたように好ましいことなんですけども、やはりきちっとしたこの議決までということであれば、と云ってですね、キチキチの話をしてるわけではないんです。せめてですね、事務局のほうからこの議案を説明される時に、例えば先ほど言いましたように、従事者ですか、これがはっきり言いまして●●さんと●●●●●●●●と●●●●●●、これを見ましたらね、ちょっと●●さんが極端に少ないように、人数にしる農機具も少ないわけですね。数字的にはそうなんです。やっっていく、やっていかへんは別なんですけど。ただ、その辺についてですね、事務局からこういうかたちになってるけれども、これは耕作は可能であるとか、一定のその辺のコメントがあつてですね、農業委員さんが審議されるのはそれでいいと思うんですけど、こんな何にもなしで、この法律はスルーですよ、現況で決めますよ、さあ採決してください、こういうかたちですんで、これはちょっと違うのかなと思います。もうこれ以上言いませんけども。

(会長)

事務局、よろしいですか。

(事務局)

説明のほうはていねいに、今後させていただきたいと思ひますし、また、3条の調書のようなものがですね、この利用権設定にないというのもまたおかしな話ではございますので、そういったものを付けるなりして説明を進めていきたいと思ひます。またですね、先ほどの2ページのイですね、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う」というのが、こちらが今回取得する農地も含めて今、すでに所有権がある所、借りている所も全てを効率的に利用してやられるっていうこ

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 3 ページをご覧ください。

利用権の設定につきましては、本日 4 4 件ございます。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 3 号受付番号 5 4 について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 5 4 について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号 5 5 について、事務局説明をお願いします。

(事務局)

議案第 3 号受付番号 5 5 につきましては議案書 9 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 4 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 3 号受付番号 5 5 について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号55について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号56と受付番号57については借手が同じですのでまとめて審議をしたいと思います。まとめて事務局、説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号受付番号56につきましては議案書10ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページから8ページですね、5、6、7、8ページをご覧ください。

次に受付番号57につきましては議案書次のページ、11ページをご覧ください。12ページにつきましては貸し手の、所有者の詳細となっておりますところでございます。なお、内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真9ページ、10ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号56、それから受付番号57について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号56と受付番号57について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号58について、事務局説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号58につきましては議案書13ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真11ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号58について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号58について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号59について、事務局説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号59につきましては議案書14ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真12ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号59につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号59について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これから審議をしていただく議案第3号受付番号60については、●●委員に関する案件でありますので、久御山町農業委員会会議規則第20条に基づきまして、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(●●委員 午後2時14分 退席)

(会長)

それでは受付番号60について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号受付番号60につきましては議案書15ページと16ページをご覧ください。16ページにつきましては貸し手の詳細となっておりますのでございます。なお、内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真13ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号60について、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないよう
うでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号60
について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手
をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしま
す。

(●●委員 午後2時16分 入室)

(会長)

それでは続きまして受付番号61について、事務局
説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号61につきましては議案書1
7ページをご覧下さい。内容につきましては記載のと
おりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写
真14ページから16ページ、14、15、16ペー
ジをご覧下さい。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号61について、何かご意見ご質
問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないよ
うでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号61
について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手
をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしま
す。

続きまして受付番号62について、事務局説明を願
います。

(事務局)

議案第3号受付番号62につきましては議案書18ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真17ページから19ページ、17、18、19、こちらをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号62について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号62について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号63について、事務局説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号63につきましては議案書19ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真20ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号63について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号63について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これから審議をしていただく議案第3号受付番号64につきましては、●委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づきまして議事参与の制限により、退席のお願いをいたします。

(●委員 午後2時19分 退席)

(会長)

それでは受付番号64について、事務局説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号受付番号64につきましては議案書20ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真21ページをご覧ください。

それでは会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号64について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号64について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(● 委員 午後 2 時 2 0 分 入室)

(会長)

続きまして受付番号 6 5 と受付番号 6 6 については借手が同じですのでまとめて審議をいたします。事務局まとめて説明を願います。

(事務局)

議案第 3 号受付番号 6 5 につきましては議案書 2 1 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 2 2 ページをご覧ください。

次に、受付番号 6 6 についてでございますが、こちらのほうは議案書 2 2 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真次のページ、2 3 ページをご覧ください。

それでは会長よろしく願います。

(会長)

議案第 3 号受付番号 6 5 と受付番号 6 6 について、何かご意見ご質問はございませんか。

引き続き利用権の設定となっております、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 6 5 と受付番号 6 6 について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号 6 7 から受付番号 6 9 については、これも借手が同じですのでまとめて審議をします。まとめて事務局説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号67につきましては議案書23ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真24ページをご覧ください。24ページ下の写真、左側となっております。

次に、受付番号68につきましては議案書24ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真同じく24ページの右側の写真でございます。

次に、受付番号69につきましては議案書25ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真次のページ、25ページをご覧ください。

それでは会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第3号受付番号67から受付番号69について、事務局から説明がございました。何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号67から受付番号69について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号70について事務局説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号70につきましては議案書26ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真26ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号70について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号70について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号71について事務局説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号71につきましては議案書27ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真27ページをご覧ください。

会長よろしくをお願いいたします。

(会長)

議案第3号受付番号71について、何かご意見ご質問はございませんか。

特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号71について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手

(会長)

をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号 7 2 について、事務局説明を願います。

(事務局)

議案第 3 号受付番号 7 2 につきましては議案書 2 8 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 2 8 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 3 号受付番号 7 2 について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 7 2 について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号 7 3 から受付番号 7 5 については借手が同じですのでまとめて審議をいたします。まとめて事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第 3 号受付番号 7 3 につきましては議案書 2 9 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 2 9 ページをご覧ください。

(事務局)

次に、受付番号74についてでございますけれども議案書30ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真30ページをご覧ください。

最後に、受付番号75についてですが、こちらのほうは議案書31ページでございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、こちらは31ページをご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第3号受付番号73から受付番号75について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号73から受付番号75について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号76から受付番号90について、借手が同じですのでまとめて審議をします。事務局まとめて説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号76につきましては議案書32ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真32ページとなっておりますのでございます。

次に、受付番号77でございますが、こちらのほうは議案書33ページをご覧ください。内容につきましては

(事務局)

は記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真次のページ、33ページの左側の写真となっておりますところでございます。

次に、受付番号78につきましては議案書34ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、先ほどの33ページの右側の写真と34ページとなっております。

次に、受付番号79につきましては議案書35ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真35ページをご覧ください。

次に、受付番号80についてですが議案書36ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真36ページをご覧ください。36ページの左側の写真となっております。

次に、受付番号81につきましては議案書37ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、同じ36ページの右側の写真でございます。

次に、受付番号82につきましては議案書38ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真37ページの上2枚の写真でございます。

次に、受付番号83につきましては議案書39ページと40ページをご覧ください。40ページは貸し手の詳細となっておりますところでございます。内容につま

(事務局)

しては記載のとおりでございます、所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の37ページのいちばん下の写真ですね、から38ページの左上の写真、39ページ上2枚の写真となっておりますのでございます。

次に、受付番号84につきましては議案書41ページをご覧ください。42ページには貸し手の詳細を記載させていただいております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真38ページ右側の写真の手前の農地ですね。●●●の所が受付番号84の案件です。続いて39ページの下2枚の写真が受付番号84の案件でございます。

次に、受付番号85につきましては議案書43ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真38ページですね、85につきましては右上の写真の奥のほうの農地、●●●●●●●●ですね、こちらが対象地となっておりますのでございます。

次に、受付番号86につきましては議案書44ページをご覧ください。45ページには貸し手の詳細を記載させていただいております。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真38ページの下写真と、40ページの上ですね、上2枚の写真が86の案件でございます。

次に、受付番号87につきましては議案書46ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真40ページをご覧ください。左下の写真でございます。

次に、受付番号88についてですが議案書47ページと48ページ、48ページは貸し手の詳細が書かれ

(事務局)

ております。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真同じく40ページの右下の写真となっておりますのでございます。

次に、受付番号89についてですが議案書49ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真41ページの左上の写真をご覧ください。

次に、受付番号90、最後の案件ですが議案書50ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真同じく41ページ右上の写真と左下の写真でございます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第3号受付番号76から受付番号90、15件ございましたが、事務局から説明願いました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

(●●委員)

はい。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

今、15件ということですね。これ、15件全部でどれぐらいの面積があるんです。やれるということで利用権設定されるんやと思うんやけどね、これなんかあったんですか。

(●●●●職務代理者)

3町4反。

(●●委員)

3町4反。先ほどの話で出てきましたけど、これ9人でやられるんですね、それもばらばらの土地で。よう似た所やけどね。

(事務局)

この案件につきましては、すでに手続きをなされずにですね、先行して農地を借りておられるという案件でございます。この度ですね、コロナの対策で国のほうから高収益次期作交付金というのができまして、耕作面積に応じて補助金がもらえるというようなお話がありました。それを機会にですね、今まで正式な手続きをせずに農地を借りていた部分を正式な手続きに切り替えるということでこの度、一斉に申請がなされたものであって、新たに面積を増やされるとかいうことではなく、実際、手続きがなされていないものも明らかにされたというような案件でございます。

(●●委員)

今までされていたということやねんね。それを今のなんとか交付金、その申請上で新たに申請したということ。

(事務局)

そうですね。その補助金をもらうには正式な貸し借りをしていないとだめだというふうな国の基準もございまして、これを機会に申請を出されたというような案件でございます。

(●●委員)

正式やなかったらどうもなかってんな、そういうこっちな。

(会長)

●●委員、よろしいですか。

(●●委員)

はい。

(会長)

その他、何かご意見等ございますか。よろしいですか、ちょっと15件まとめて進めてまいりましたけ

(会長)

ど、よろしいですか。それでは、特にその他ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号76から受付番号90について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これから審議をしていただく議案第3号受付番号91と受付番号92につきましては、●●委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、退室をお願いします。

(●●委員 午後2時37分 退席)

(会長)

受付番号91と受付番号92について、借手が同じですのでまとめて審議をします。事務局まとめて説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号受付番号91につきましては議案書51ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真42ページ左側写真をご覧ください。

次に、受付番号92につきましては議案書次のページ、52ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、同じく42ページの右側の写真でございます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号91と受付番号92について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号91と受付番号92について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後2時39分 入室)

(会長)

続きまして受付番号93について、事務局説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号受付番号93につきましては議案書53ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真43ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号93について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号93について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長) 続きますして受付番号 9 4 について、事務局説明を願います。

(事務局) 議案第 3 号受付番号 9 4 につきましては議案書 5 4 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、次のページ、4 4 ページをご覧ください。

会長よろしくお願いたします。

(会長) 議案第 3 号受付番号 9 4 について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 9 4 について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きますして受付番号 9 5 から受付番号 9 7 については、借手が同じですのでまとめて審議をします。まとめて事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第 3 号受付番号 9 5 につきましては議案書 5 5 ページをご覧ください。5 6 ページには貸し手の詳細を書かせていただいております。その他の内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 4 5 ページと飛びまして 4 7 ページをご覧ください。

次に、受付番号 9 6 につきましては議案書 5 7 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、先ほど飛ばしました46ページをご覧ください。こちらの左側の写真となっております。

次に、受付番号97につきましては議案書58ページをご覧ください。59ページにつきましては貸し手の詳細となっておりますところでございます。内容につきましては記載のとおりです。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真46ページの右側の写真となっておりますところでございます。以上でございます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号95から受付番号97について、事務局から説明がございました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号95から受付番号97について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号に入ります。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、今度は利用権の移転ですね。利用権移転を議題といたします。利用権移転については、今期初めてですので、事務局から説明をまず願います。

(事務局)

そうしましたら、議案書の60ページをご覧ください。利用権の移転ということで、ほとんど利用権設定と同じような議案書となっておりますところでございます。この利用権の移転につきましては、主に個人です

(●●●●委員)

意見はありません。

(会長)

●●委員。

(●●委員)

特にないです。

(会長)

それでは続きまして●●委員。

(●●委員)

特にないです。

(会長)

続きまして●●●委員。

(●●●委員)

ちょっと聞きたいんですけども、旧借手と新借手あるんですけども、旧借手のほうはいったん解約して、新借手に貸すんじゃなくて、そのまま新借手と旧借手で貸し借りできるんですか。それをちょっと聞きたいです。

(事務局)

基本的にですね、全くのあかの他人の場合は一度今、おっしゃられたようなかたちでいったん解約いただいて、再度、新たな借手の方と利用権設定を結ぶというのを原則といたしておりますけれども、このような利用権移転をするような場合につきましては、ご家族の、旧借手も新借手もほぼ同じような方ですね、家族の中であつたりとか社長個人名義で借りてたやつを会社になるとか、そういったものに限定をさせていただいておるところでございます。

(●●●委員)

わかりました。この設定を見るかぎり、現地調査をやっていただいたということで良いと思いますけども、私らは全く現地を見ないで確認をやってるんですけども、その点だけ、よろしく願いいたします。

(会長)

ただ今、推進委員さんのほうからご意見をちょうだいいたしました。それでは、議案第4号受付番号1から受付番号5は、新借手が同じですのでまとめて審議をします。まとめて事務局説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号1につきましては議案書60ページと61ページをご覧ください。61ページにつきましては地主さんの詳細となっておりますのでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真48ページと49ページでございます。

次に、受付番号2につきましては議案書62ページをご覧ください。63ページにつきましては土地の所有者さんの詳細となっております。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真50ページをご覧ください。

次に、受付番号3につきましては議案書64ページをご覧ください。こちらにつきましても65ページに土地の所有者さんの詳細が書かれております。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の51ページをご覧ください。

次に、受付番号4につきましては議案書66ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真52ページをご覧ください。

次に、受付番号5につきましては議案書67ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真53ページをご覧ください。

(事務局)

利用権の移転については、本日7件ございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号1から受付番号5について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号1から受付番号5について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして議案第4号受付番号6と受付番号7は、新しい借手さんが同じですのでまとめて審議をします。まとめて事務局、説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号6につきましては議案書68ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真54ページをご覧ください。54ページ上2枚の写真でございます。

次に、受付番号7につきましては議案書69ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、同じく54ページ下の写真をご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号6と受付番号7について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号6と受付番号7について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これでですね、本日、予定をしておりました審議案件は全て終わりたいと思います。これより報告に入ります。

これから報告をしていただく報告第1号受付番号2につきましては、●●委員に関係する農地の一時使用(変更)についての案件でありますので、当該事案の報告開始から終了まで退席をお願いをいたします。

(●●委員 午後2時52分 退席)

(会長)

それでは報告第1号受付番号2農地の一時使用(変更)について、事務局、報告を願います。

(事務局)

農地の一時使用(変更)についてにつきましては、今回、初めての案件ということで、説明のほう、簡単にさせていただきたいと思います。こちら本日、お配りしております資料、資料Bと書かれたA4の横書きの資料がございます。おそらく、先ほどの資料Aの近くにあったのではなかろうかと思いますが、資料Bのほうをご覧ください。農地転用許可を要しない場合、転用制限の例外ということで表になったものでございます。こちら第4条の場合と書いてますけど、第

(事務局)

5条の場合もおおむね同様となっています。第4条は自己転用、第5条は他人に売ったり貸したりしての転用でございます。今回に關しましては、地主さんがおられて、使用者が京都府営水道事務所ですので、第5条になってくるわけでございます。その中でも、表にあります許可不要というような場合がございます。基本的には公益性が高いような事業になりましたら、農地転用の許可、京都府許可が必要ないということになっておりまして、今回に該当するのがいちばん上の農地転用許可と同等の審査が行われる場合、京都府さんがされる場合ですね、というような場合は京都府許可を受ける必要がなく、農地転用が可能となっております。この右側のいちばん上ですね、国または都道府県等が農地を転用する場合は転用許可不要となっております。ただしですね、学校、病院、社会福祉施設、例えば保育所であったりとか庁舎とか、そういうなんは除くということになってまして、今回は工事の資材置場と駐車場というようなことでございますので、このいちばん上に該当するということでございます。しかも、今回は一時的な使用ということでございますので、一時使用の届出を出していただいておりますけれども、端から見たらですね、農地でこういうふうな工事をしますと、そういう許可不要な方なのか、許可があるのに勝手にやっつはんのか、が区別がつかみませんので、こういうふうな京都府なりがされる場合については農業委員会のほうに届出をいただいているところでございます。届出でございますので、特段、あかんとかいうことは言えないような話ではございますが、基本的には届出が出てから2週間以内にですね、会長専決、会長さんの決裁の元、受理をいたしまして工事着工可というふうなお話でございます。通常でしたらですね、ここは●●の土地ですので、●●の委員さんに何か意見はないかというふうなかたちで意見照会をさせていただくものでございますけれど、たまたま今回、所

(事務局)

有者さんが委員さんのご関係者ということでございましたので、現地調査の際、先日の現地調査でこちらの案件も見ていただいたということでございます。今回につきましては、もうすでに一時使用をされている所で工期の延長がなされたということでございます。70ページの議案書にもございますように、70ページの議案書の右側、使用期間にございますようにこれまで2年の8月31日までの工期でしたが、これが2年の10月31日に伸びております。先ほど申し上げましたようなかたちで現地調査で皆さんに見ていただきました関係で、専決日は先月の現調日、2年8月25日となっております。使用目的につきましては、ここの記載のとおりなんですけれども、古川の地下にですね、水道管を通すという工事で、資材置場であったり駐車場であったり、その辺の使い方をされておるような案件でございます。一時使用の説明は以上でございまして、この議案書のほうに入らせていただきます。

報告第1号受付番号2につきましては議案書70ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真55ページをご覧ください。

本件につきましては、先ほど申し上げましたように、令和2年8月25日付けで会長専決いたしまして、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号2の報告がありました。この件について、何かご意見ご質問等ございましたらちょうだいをいたしたいと思っておりますがよろしいですか。

(会長)

特にご意見ご質問もないようでございます。

(●●委員 午後2時58分 入室)

(会長)

それでは、これで本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後2時58分 終了 —————